

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 (パーキング・パーミット制度)が始まります



～令和6年11月からスタート～

交付申請書など、詳しくは市HPをご覧ください。

相模原市 障害者等用駐車区画



URL: <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026643/1031677.html>

～ かながわ障害者等用駐車区画利用証制度とは～

障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に「利用証」を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

本制度は、不適正利用防止に主眼を置いた取組であり、利用証を持たない者の利用を排除する仕組みではないため、利用証を持たない方についても、対象区画を利用することが可能です。

また、利用証を所持している場合でも、対象区画の利用状況(障害者等用駐車区画が満車である場合など)によっては、対象区画を利用できない場合がございますが、このことに誓約・同意をいただけない場合、利用証の交付はできませんので、あらかじめご理解・ご協力をお願いいたします。

～ 利用証を使用できる場所～

利用証を使用できる対象区画は2種類あります。この2つの区画をあわせて「障害者等用駐車区画」と呼んでいます。

車椅子使用者用駐車区画



車椅子使用者等が乗降できるよう、一般の駐車区画よりも幅が広く設けられています。



優先駐車区画

入口近くに設けられた、一般幅の駐車区画です。車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない方は、可能な限りこちらをご利用ください。

～ 利用証は2種類あります～

駐車の際に車のルームミラー等に掲げて使用します。

有効期限のない利用証



車椅子使用者、その他障害者、要介護者等用

有効期限のある利用証



妊産婦、けが人用

利用証交付対象者等について

区分		交付基準	確認書類	有効期限
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由(上肢)	2級以上		
	肢体不自由(下肢)	6級以上		
	肢体不自由(体幹)	5級以上		
	脳原性運動機能障害(上肢機能)	2級以上		
	脳原性運動機能障害(移動機能)	6級以上		
	内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能)	4級以上		
知的障害者	A2以上	療育手帳		
精神障害者	1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦	母子健康手帳取得時～出産(予定)日の翌日から1年までの者	母子健康手帳	母子健康手帳取得時～ 出産(予定)日の翌日から1年	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全て ・医師の診断書又は意見書 ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)	必要と認められる期間。 ただし、5年を上限とする。 (期間が明らかでない場合は1年以内)	

記載の障害等級等に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証を交付します。

～申請方法について～

郵送及び電子申請による申請

神奈川県へ申請してください。

URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

窓口による申請

本市の各担当窓口課へ申請してください。

交付申請書(市ホームページからダウンロードまたは各窓口にて配布)に、必要な添付書類を持参の上、**窓口**にて手続きをお願いします。

交付申請書など、詳しくは市HPをご覧ください。

相模原市 障害者等用駐車区画



制度全般に関するお問合せ 神奈川県福祉子ども未来地域福祉課 TEL:045-210-4804 FAX:045-210-8874

申請に関するお問合せ 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL:042-769-9222 FAX:042-759-4395

各対象者における交付担当窓口課一覧

対象者区分	お住まい	担当課・機関	注意事項	
身体障害、知的障害者	緑区	橋本・大沢地区	緑高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	
		城山地区	城山福祉相談センター 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階	
		津久井地区	津久井高齢・障害者相談課 障害福祉班 緑区中野613-2 津久井保健センター1階	
		相模湖地区	相模湖福祉相談センター 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	
		藤野地区	藤野福祉相談センター 緑区小淵2000 藤野総合事務所2階	
	中央区	中央高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階		
	南区	南高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階		
精神障害者	緑区	橋本・大沢地区	緑高齢・障害者相談課 精神保健福祉班 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	
		城山地区	城山福祉相談センター 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階	
		津久井地区	津久井高齢・障害者相談課 障害福祉班 緑区中野613-2 津久井保健センター1階	
		相模湖地区	相模湖福祉相談センター 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	
		藤野地区	藤野福祉相談センター 緑区小淵2000 藤野総合事務所2階	
	中央区	中央高齢・障害者相談課 精神保健福祉班 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階		
	南区	南高齢・障害者相談課 精神保健福祉班 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階		
難病患者	緑区	緑保健センター 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎4階 緑保健センター（津久井担当） 緑区中野613-2 津久井保健センター1階 緑子育て支援センター 母子保健班 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎4階 緑子育て支援センター 津久井母子保健班 緑区中野613-2 津久井保健センター1階	各子育て支援センターは小児慢性特定疾病医療受給者に限ります。その他の難病患者については、各保健センターが交付申請窓口となります。	
	中央区	中央子育て支援センター 母子保健班 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階 中央保健センター 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館4階		
	南区	南子育て支援センター 母子保健班 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階 南保健センター 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階		
高齢者等	緑区	橋本・大沢地区	緑高齢・障害者相談課 高齢福祉班 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	
		城山地区	城山福祉相談センター 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階	
		津久井地区	津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班 緑区中野613-2 津久井保健センター1階	
		相模湖地区	相模湖福祉相談センター 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	
		藤野地区	藤野福祉相談センター 緑区小淵2000 藤野総合事務所2階	
	中央区	中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階		
南区	南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター1階			
妊産婦	緑区	緑子育て支援センター 母子保健班 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎4階 緑子育て支援センター 津久井母子保健班 緑区中野613-2 津久井保健センター1階		
	中央区	中央子育て支援センター 母子保健班 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階		
	南区	南子育て支援センター 母子保健班 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階		
けが人等	市内	地域包括ケア推進課 計画推進班 中央区中央2-11-15 本館4階		

交付対象となる方は、**住所登録地が相模原市の場合**に限ります。